



中山町告示第36号

特定空家等の除却及び動産の処分について

次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、法第14条第10項の規定に基づく特定空家等の周辺の環境の保全を図るために必要な措置の代執行について次のとおり告示する。

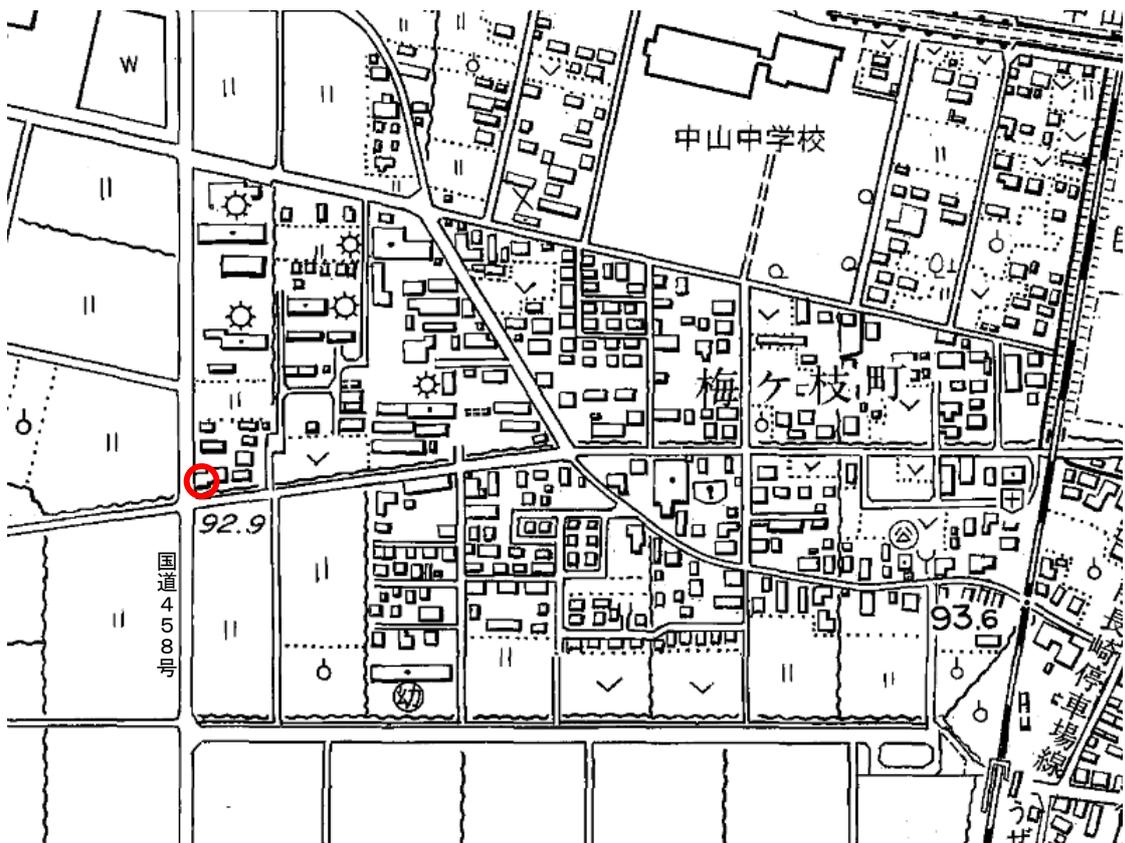
令和5年5月10日

中山町長 佐藤 俊晴



- 1 建築物の住所
東村山郡中山町大字長崎字渡丸4177番地3
- 2 建築物の家屋番号等
 - (1) 家屋番号 4177番3の2
 - (2) 種類 事務所
 - (3) 構造 木造カラー鉄板葺2階建
 - (4) 延床面積 一階 80.11㎡ 二階 121.52㎡
- 3 所有者等に命じる必要な措置
5の履行期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理するとともに、当該建築物を除却すること。
- 4 必要な措置を命ずる理由
建築物について、そのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となる恐れがある状態であり、周辺住宅、住民及び通行人等に対する危険性が高いことから、当該措置を命じるものである。
- 5 必要な措置に係る履行期限
令和5年5月30日
必要な措置の義務者は、履行期限までに措置を実施し、遅滞なく9の問い合わせ先に報告すること。
- 6 中山町長による措置
所有者等が5の期限までに3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により、町長又は町長が命じたもの若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、3の措置を行う。
- 7 動産の取扱い
町長等が3の措置を行うときは、建築物及び残置されている動産等を撤去し処分する。
動産等について権利を主張しようとする者は、5の期限までに運び出し、又はそのものを指定して保管し、若しくは引き渡すよう9の問い合わせ先に通知すること。
- 8 その他
代執行後に、必要な措置の義務者を確知した場合、代執行に要した費用を徴収する。
- 9 問い合わせ先
中山町建設課 建設整備グループ
電話 023-662-2116

位置図



東村山郡中山町大字長崎字渡丸4177番地3

写真



▲西面



▲南面



▲北面